

長岡市長 磯田達伸様

長岡市農地利用最適化推進施策に関する
意見書

令和元年10月23日

長岡市農業委員会

貴職におかれましては、日頃より農業委員会の活動に多大なご理解、ご協力を賜るとともに農業振興に対するご配慮をいただいておりますことに感謝申し上げます。

当市農業委員会も、平成28年4月に施行された「農業委員会等に関する法律」改正法に基づき新体制に移行し活動を開始して、既に2年が経過し、農業委員会の必須業務として位置付けられた「担い手への農地等の利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」といった『農地等の利用最適化の推進』のため、農地に関する相談や農地パトロールなど日々の活動に努めているところであります。

農業委員会は、活動を展開する中で、農業者の声を幅広く聴き、これを市の農業行政に届けるという一翼も担っているところであり、長岡市の基幹産業の一つである農業が、魅力ある産業として維持発展を遂げていくことができるよう、また、地域農業の担い手となる農業者や就農希望者にとって魅力ある農業（産業）とするため、環境整備を図るとともに、継続的かつ力強い農業が展開できるための施策に取り組んでいただきたく、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和元年10月23日

長岡市農業委員会
会長 高橋 信 昭

長岡市議会議長 丸 山 広 司 様

長岡市農地利用最適化推進施策に関する
意 見 書

令和元年10月23日

長 岡 市 農 業 委 員 会

貴職におかれましては、日頃より農業委員会の活動に多大なご理解、ご協力を賜るとともに農業振興に対するご配慮をいただいておりますことに感謝申し上げます。

当市農業委員会も、平成28年4月に施行された「農業委員会等に関する法律」改正法に基づき新体制に移行し活動を開始して、既に2年が経過し、農業委員会の必須業務として位置付けられた「担い手への農地等の利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」といった『農地等の利用最適化の推進』のため、農地に関する相談や農地パトロールなど日々の活動に努めているところであります。

農業委員会は、活動を展開する中で、農業者の声を幅広く聴き、これを市の農業行政に届けるという一翼も担っているところであり、長岡市の基幹産業の一つである農業が、魅力ある産業として維持発展を遂げていくことができるよう、また、地域農業の担い手となる農業者や就農希望者にとって魅力ある農業（産業）とするため、環境整備を図るとともに、継続的かつ力強い農業が展開できるための施策に取り組んでいただきたく、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和元年10月23日

長岡市農業委員会
会長 高橋 信 昭

農地利用最適化推進施策に関する意見書

1 持続可能な農業の実現と活力ある地域振興に向けた対策の強化について

持続可能な長岡市の農業を実現し、活力ある農業の振興には、農業後継者や新たな担い手の確保が重要であり、高齢化により農業者が減少していく中、安定した農業経営を持続させるため、次の支援策を講じられたい。

(1) 需要に応じた水田農業の推進

業務用米や非主食用米、大豆や麦など需要に応じた水田農業に取り組む農業者の経営の安定、継続が図られるよう対策を講じられたい。

(2) 担い手及び経営対策の強化

将来にわたり安定的な担い手となり得る若者や定年退職者等の就農を促進するための就農環境の整備を図るとともに、農業経営を改善し、発展させるため農業相談体制の整備・強化や法人化に対する支援策を講じられたい。

(3) スマート農業の推進及び生産性向上対策の強化

生産コストの軽減や収量の向上等に取り組む農業者を支援するとともに、効率的な生産技術の確立に向け、情報通信技術などを活用した先進的農業を実現するための情報収集・提供並びに実証の推進を図られたい。

(4) 6次産業化の推進

農業者が主体的に多様な業種と連携し、農業所得の向上や就業機会の拡大を図ることができるよう6次産業化の推進を支援する体制の整備・強化を図られたい。

(5) 鳥獣被害対策の強化

有害鳥獣の増加により農地や農作物への被害が深刻化しており、農業者の精神的な痛みも大きく、営農意欲の減退につながっていることから、地域が主体となって行う多様な取組みを長期的に支援する体制を構築されたい。

(6) 災害に強い農業生産基盤の構築

近年の異常気象に適応する水稻栽培技術の検証や大雨等の災害に強い農業生産基盤整備の推進を図られたい。

2 担い手への農地の集積及び集約化について

農業の担い手が、地域農業を健全な形で受け継ぎ、経営規模の拡大を図るうえで、農地の集積・集約化は必須事項であり、これを促進するため、次の支援策を講じられたい。

(1) 担い手への農地集積及び集約化対策の強化

農地中間管理事業等を利用した農地の集積・集約化を促進するため、基盤整備事業の条件緩和や担い手農家への支援強化（補助事業の拡充と手続きの簡素化）について支援策を構築すると共に、関係機関との調整を図られたい。

(2) 中山間地農業の推進

中山間地における耕作条件整備を推進するとともに、中山間地の農業が維持・持続できる支援策を構築されたい。

(3) 人・農地プランの見直し

地域農業を守っていくため、人・農地プランの見直しにおいて、地域の実情に即した形での推進を図られたい。

3 遊休農地の発生防止及び解消について

農業者の高齢化・後継者不足・耕作条件不利地の増加等、これらが要因で、遊休農地が増加しており、自然災害時には被害を増大させる一因となるばかりでなく、有害鳥獣の棲み処にもなりかねない。

このような状況を改善し農村環境を守るため、従前の栽培作物にこだわらない大胆な土地利用方法の検討、多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金の有効活用方法についての情報提供や活動内容の指導等に積極的に取り組まれたい。